

鹿沼市上下水道料金等賦課徴収等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、鹿沼市水道料金のほか、公共下水道処理施設使用料（特定環境保全公共下水道処理施設使用料及び地域下水道処理施設（流通センター処理施設）使用料を含む）・農業集落排水処理施設使用料・公共設置型浄化槽施設使用料及び下水道事業受益者負担金（以下「水道料金等という。」）賦課徴収等業務・給水装置工事受付関連等業務における事務の効率化と利用者サービスの一層の向上を図るため、当業務を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続等について定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

鹿沼市上下水道料金等賦課徴収等業務

(2) 委託業務の対象区域

鹿沼市水道事業給水区域及び下水道事業処理区域、農業集落排水処理区域、特定環境保全処理区域、地域下水道処理区域（流通センター）並びに業務遂行上必要な区域

(3) 委託業務事務執行場所

鹿沼市上下水道部庁舎内（鹿沼市千手町2599番地）

(4) 委託業務の範囲

ア 水道料金等の窓口業務

イ 開閉栓業務

ウ 水道メーターの検針業務

エ 水道料金等の調定業務

オ 水道料金等の収納及び消し込み業務並びに水道加入金等の受領

カ 水道料金等の未納整理業務

- キ 給水停止の業務
- ク 給水装置工事受付管理業務に係る業務
- ケ 給水装置工事申込に関する業務
- コ 検定満期メーター交換管理業務
- サ 量水器の出庫状況の管理に関する業務
- シ 公共下水道、特定環境保全施設公共下水道の検針業務
- ス 前各号に係る電算処理業務
- セ 前各号に付帯する業務（上下水道事業に係る統計等の入力・管理含む）
- ソ その他、甲が必要に応じ指示する業務

（５）履行期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

※ただし、発注者である鹿沼市の翌年度以降の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき委託料について減額又は削除があったときは、契約を変更し、又は解除することができるものとする。

（６）準備期間

契約締結日から委託業務開始までの期間は準備期間とし、当該期間に要する経費は、受託事業者の負担とする。

（７）委託業務に係る提案見積限度額

２５６，４５０，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

この金額は契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積価格は提案見積限度額を超えてはならない。

（８）契約保証金

免除

３．参加資格等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）令和３・４年度鹿沼市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録さ

れている者であること。

- (3) 本プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間に、鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（平成28年3月31日告示第82号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (4) 本プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関わりのないこと。
  - (4) 本プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの期間に、鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第37号）第2条に規定される暴力団及び暴力団員等と関わりのない者であること。
  - (5) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に鹿沼市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
  - (6) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
  - (7) 令和元年度から令和3年度までの間において、栃木県、群馬県、茨城県のいずれかで水道事業における水道料金徴収等業務（受付、検針、滞納整理及び収納に関する業務をいう。）の受託実績があること。
  - (8) 業務を適切に実施するため、業務従事者と常用関係にあり、配置する業務従事者の中から業務主任者、給水装置工事主任技術者の資格を有する者を選任できる者であること。なお、業務主任者は給水装置工事主任技術者を兼務できるものとする。
- また、下記に記載する条件を満たしていることを証する経歴書、及び給水装置工事主任技術者証の写しを提出すること。
- ・委託業務の実務経験を5年以上有すること。
  - ・業務主任者の経験を3年以上有すること。

#### 4. プロポーザルの実施日程

(1) プロポーザルによる契約候補者の選定は、以下の日程により実施する。

内容	日付
参加募集の公告及び関係書類の交付期間	令和3年10月20日(水)から 令和3年11月9日(火)
プロポーザル実施に係る質問書の提出期間	令和3年10月20日(水)から 令和3年10月27日(水)
プロポーザル実施に係る質問書の回答期限	令和3年11月2日(火)
参加表明書の提出期限	令和3年11月9日(火)
参加資格審査結果通知書及び業務提案書等提出要請書の送付	令和3年11月18日(木)
業務提案書及び提案価格見積書の提出期限	令和3年12月17日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年1月中旬
契約候補者の選定	令和4年1月中旬
プロポーザル選定結果通知書又はプロポーザル非選定結果通知書の送付	令和4年1月中旬
契約内容に関する協議	令和4年1月中旬
契約締結	令和4年1月下旬
引継等の準備期間	契約締結日から 令和4年3月31日(木)
委託業務開始	令和4年4月1日(金)

#### (2) 注意事項

上記日程については、事務の進捗状況等により変更になる場合がある。

## 5. 参加申込手続等

(1) プロポーザルへの参加申込みを希望する事業者は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）に関係書類を添付の上、提出しなければならない。

### (2) 提出書類

ア 会社概要関係書類（資本金、所在地、事業内容、社歴等が確認できるもの。パンフレットの使用も可）

イ 登記事項全部証明書（参加表明をした日前3か月以内に発行されたもの）

ウ 財務状況関係書類（直近2か年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）

エ 労務関係書類（労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条及び第36条に関する協定を締結している場合は、その写し又は各種規則や協定の整備状況が確認できるもの）

オ 賠償保険加入状況書類（不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し等）

カ 水道事業における栃木県、群馬県、茨城県内での水道料金徴収等業務の受託実績（様式第1号-2）

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（参加表明をした日前3か月以内に発行されたもの）

ク プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステムの基準を満たす認証取得を証明できる書類の写し、または、それらに準じる対策状況を確認できる書類

### (3) 提出期限

令和3年11月9日（火）午後4時まで

・提出部数 1部

### (4) 提出先

〒322-0061

栃木県鹿沼市千手町2599

鹿沼市 上下水道部 企業経営課 料金係

電話番号：0289-65-3697

ファックス：0289-65-3185

電子メール：keiei@city.kanuma.lg.jp

(5) 提出方法

プロポーザル参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、下記提出先へ郵送又は持参により提出。郵送方法は、特定記録付によること。

6. 参加資格審査及び参加資格審査結果の通知

(1) 提出された書類を基に、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

(2) 審査結果をプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第2号）にて通知し、参加資格を有する参加申込事業者にはプロポーザル業務提案書等提出要請書（様式第3号）を通知するものとする。

(3) 通知発送日

令和3年11月18日（木）

7. 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 質問の受付

業務提案書等の作成に係る質問については、プロポーザル質問書（様式第4号）により受け付けるものとする。質問書の提出はプロポーザル参加資格を有する事業者に限る。

(2) 提出方法

プロポーザル質問書（様式第4号）に質問内容を簡潔にまとめて記入し、Word形式で電子メールにより提出すること。

(3) 提出期間

令和3年10月20日（水）から令和3年10月27日（水）午後4時まで

(4) 提出部数

ア プロポーザル業務提案書等提出届（様式第6号） 1部

イ 業務提案書 5部（正本1部、副本4部）

ウ 提案見積書及び内訳書 各1部

(5) 提出先

〒322-0061

栃木県鹿沼市千手町2599

鹿沼市 上下水道部 企業経営課 料金係

電話番号：0289-65-3697

ファックス：0289-65-3185

電子メール：keiei@city.kanuma.lg.jp

(6) 質問の回答

全ての質問内容とその回答を記載したプロポーザル回答書（様式第5号）を全ての参加事業者に対し、令和3年11月2日（火）午後4時までに電子メールにより回答する。ただし、質問者名は公表しない。

(7) その他

回答に正確を期するため、電話及び口頭による質問には応じない。また本プロポーザルに直接関係ないと思われる質問等や今後の選定作業に公平性が損なわれると判断される質問等については回答を行わないものとする。

8. 業務提案書及び提案見積書等の提出

(1) 参加事業者は、プロポーザルの実施に係る業務提案書及び提案見積書等を作成し、提出しなければならない。

(2) 提出書類及び提出部数

ア プロポーザル業務提案書等提出届（様式第6号） 1部

イ 業務提案書 5部（正本1部、副本4部）

ウ 提案見積書及び内訳書 各1部

(3) 業務提案書作成上の注意事項

ア 日本語を使用し、A4縦置き横書き、両面印刷、左綴りとし、目次及び頁番号を付けること。（図表等でA3版等を使用する場合は折綴りとする。）

イ 文字サイズは11ポイント以上とするが、図表等で使用する場合はこの限りではない。

- ウ 業務提案書の内容に提案見積金額は記入しないこと。
- エ 提出部数ごとに綴り提出すること。電子データでの提出は認めない。
- オ 提出された業務提案書等の返却は行わないものとする。

(4) 提案見積書及び内訳書作成上の注意事項

- ア 当業務全体3年間における経費の総額を記入すること。
- イ 総額は、消費税及び地方消費税を除く金額を記入すること。
- ウ 提案見積金額が提案見積限度額を超えた場合は、失格とする。
- エ 業務提案書とは別に封かんし提出すること。

(5) 業務提案書の内容

- ア 会社概要、財務状況及び受託実績
  - ・会社の規模、経営状況、将来性等をふまえた経営基盤について
  - ・公的認証の取得状況に基づいた業務管理能力について
  - ・類似業務の受託実績について
- イ 本業務における基本方針、業務執行計画及び業務体制
  - ・本業務に対する知見やノウハウを有した基本方針等の本業務の目的との合致について
  - ・組織及び業務体制、人員配置について
  - ・業務に精通又は習熟した者等の配置計画について
  - ・各業務の執行計画について
  - ・突発的な欠員等における支援体制について
  - ・苦情及び不当要求への対応について
- ウ 窓口業務に関する取り組み方
  - ・窓口・電話等の受付について
  - ・専門知識や経験を持つ人員について
  - ・休日及び夜間受付について
  - ・当該業務の改善又は効率化について
- エ 検針、調定及び精算業務に関する取り組み方
  - ・検針員の人材確保及び配置について
  - ・異常水量（水量の大幅増減）や漏水対応について
  - ・無届使用への対応について



- ・ 調定業務におけるミスを防ぐ取り組みについて
- ・ 中止精算時に未納を発生させないための対策について
- オ 収納、滞納整理及び給水停止業務に関する取り組み方
  - ・ 収納業務の人員体制及び管理方法について
  - ・ 収納率の向上への取り組み方について
  - ・ 給水停止業務の体制について
  - ・ 給水停止の執行及び解除について
- カ 給水装置工事受付関連業務に関する取り組み方
  - ・ 配管図閲覧業務や通常営業日の昼食時（正午から13時まで）の受付業務体制について
  - ・ 給水装置工事主任技術者の配置について
  - ・ 給水装置工事申込書の受付から書類審査について
- キ 量水器管理受付関連業務に関する考え方
  - ・ 量水器交換対象者の抽出・対象者リスト作成や対象者へのお知らせ・完了通知・問い合わせなどについて
  - ・ 止水栓故障等による交換不能メーターへの対応について
- ク 電算処理業務に関する取り組み方
  - ・ 電算処理業務の人員体制や執行方法について
  - ・ 入力ミスに対する取り組みについて
- ケ 法令順守、個人情報保護等に関する取り組み方
  - ・ 法令や社会規範の遵守について
  - ・ 個人情報の管理体制の構築や社員教育について
  - ・ 個人情報の漏洩防止対策について
- コ その他、人材育成、危機管理体制、使用者サービスの向上、地域貢献等についての提案

(6) 提出方法

提出先へ直接持参するものとし、郵送による提出は不可とする。

(7) 提出期限

令和3年12月17日（金）午後4時まで

(8) 提出先

〒322-0061

栃木県鹿沼市千手町2599

鹿沼市 上下水道部 企業経営課 料金係

電話番号：0289-65-3697

ファックス：0289-65-3185

電子メール：keiei@city.kanuma.lg.jp

## 9. 参加の辞退

- (1) 辞退を希望する事業者は、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出するものとする。

## 10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

### (1) 実施日

令和4年1月中旬

詳細はプレゼンテーション参加要請書（様式第7号）により通知するものとする。

### (2) 出席者及び人数

業務提案書の内容を熟知している4名以内とする。

### (3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、1事業者につき1時間とし、その後30分程度のヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションを行う順番は、業務提案書が正式に提出された順とする。

ウ プレゼンテーションの方式は自由方式とする。

エ 業務提案書に添付されていない新たな資料の提出はできない。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

## 1 1. プロポーザルの審査基準等

### (1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける評価及び契約候補者を選定するため、鹿沼市上下水道料金等賦課徴収等業務委託プロポーザル選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査委員会は、業務提案書について評価基準に基づき採点を行い、提案見積金額の評価点を加えた合計評価点の最高得点者を契約候補者に、最高点に続く合計評価点を次点候補者に決定する。

(3) 最高得点者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「委託業務に関する事項」の得点が高い者を第1順位とし、さらに同点の場合は、「提案見積金額」の得点が高い者を上位とする。

### (4) 評価項目及び配点

評価項目		配点
会社概要等	ア 会社概要、財務状況及び受託実績	20
業務執行計画・体制	イ 本業務における基本方針、業務執行計画及び業務体制	30
委託業務に関する事項	ウ 窓口業務に関する取り組み方	20
	エ 検針、調定及び精算業務に関する取り組み方	20
	オ 収納、滞納整理及び給水停止業務に関する取り組み方	30
	カ 給水装置工事受付業務に関する取り組み方	20
	キ 量水器管理受付関連業務に関する取り組み方	20
ク 電算処理業務に関する取り組み方	20	
法令順守、個人情報保護等	ケ 法令順守、個人情報保護等に関する取り組み方	15
その他	コ 人材育成、危機管理体制、利用者サービスの向上、地域貢献など	45

プレゼンテーション 及びヒアリング	サ 誠実な姿勢、本業務への理解及び 積極性、提案書との整合性	10
提案見積金額	シ 提案見積金額及び積算内訳	50
合計		300

(5) 評価項目アからサまでは、次に掲げるAからEまでの5段階評価を行い、得点を付与する。

評価	評価の度合い	得点化方法
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

(6) 評価項目シの項目は、次に掲げる計算式により得点を付与する。

得点＝配点×最低提案見積金額÷当該提案見積金額

(7) 参加事業者が1者であった場合も本プロポーザルを実施し、審査及び評価を行うものとする。

## 12. 契約候補者の決定及び通知等

契約候補者及び契約候補者に決定されなかった参加事業者に対し、プロポーザル選定結果通知書（様式第8号）により通知する。

## 13. 協議

- (1) 選定後、契約候補者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。
- (2) 契約候補者との協議が不成立となった場合には、次点候補者と同様の協議を行うものとする。
- (3) 次点候補者との協議も不調に終わった場合には、さらに次点候補者をもって優先候補者とするが、それでも協議が整わない場合は選定をやり直すこととする。

#### 14. その他

##### (1) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

##### (2) 業務提案書等作成に関わる経費

業務提案書作成等に係る一切の経費は、参加事業者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルを中止する場合、プロポーザル参加に要した費用は本市に請求できないものとする。

##### (3) 失格条項

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に記名や押印がない等の不備があった場合
- エ 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- オ 参加事業者1者につき2案以上の業務提案書が提出された場合
- カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

##### (4) 業務提案書等の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属する。なお、提出書類は契約候補者選定に必要な範囲において本市が複製することができる。

##### (5) 遵守事項

- ア 本市から得た資料や情報等を他に流用・提供等することを固く禁ずるとともに、第三者への情報漏えいは行わないこと。

#### 15. 問合せ先

〒322-0061

栃木県鹿沼市千手町2599

鹿沼市 上下水道部 企業経営課 料金係

電話番号：0289-65-3697

ファックス：0289-65-3185

電子メール：keiei@city.kanuma.lg.jp